

## ○公害審査会が扱う紛争とは

公害審査会が扱う紛争とは相当範囲にわたる典型7公害(①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭)で、かつ、民事上の紛争です。(公害紛争処理法第2条)

民事上の紛争とは、損害賠償に関するものの他に、例えば、作業時間の変更、原材料の変更、設備の取り替え、防護施設の設置、作業停止、工場移転など、公害発生の原因除去を求めるいろいろな形態の請求に関するものがあります。

ただし、これらについての紛争であっても、防衛施設に係る公害は取り扱いません。(公害紛争処理法第50条)

なお、典型7公害に係る紛争であっても、行政機関に対し、公害発生行為と関連する行政処分(許可・認可など)の取消しや規制権限の行使等を求めるものは、「行政事件」と呼ばれ、民事上の紛争とは区別されていますので審査会が扱う紛争の対象にはなりません。

また、重大な被害をもたらす公害や航空機、新幹線の騒音などに係る特別な紛争、県際事件については、県の公害審査会ではなく、国の公害等調整委員会が取り扱います。

